[□□]□□□

□□□

国民の暮らしが崩されていく…

くらしの最低保障 引き下げにNO！

―生活保護攻撃と社会保障制度改悪を考える3･21 集会―

ご存知ですか？
昨年８月，生活保護基準が切り下げられました．
引き下げは，この４月，来年４月にも予定されており
厳しい暮らしにますます追い打ちをかけます
生活保護基準は「くらしの最低基準」を表し
その影響は最低賃金や年金，就学援助など多岐に及びます
今，わが国で起きていることをみつめ
私たちの暮らしのありようを共に考えていきませんか

とき　2014年 3月21日（金・祝）13:00～15:30

ところ　さいたま共済会館601・602号室（定員200名）参加費無料

※場所は裏面をご覧ください

基調講演　生活保護攻撃と社会保障制度改悪

講師　長友祐三さん（埼玉県立大学教授）

くらしの現場から～みんなで語り合おう～

生活保護基準切り下げと私たちのくらし
生活保護基準引き下げ内容の問題点についての解説
労働，年金は？
～閉会後，相談会を行います～

【　主催　】くらしの最低保障を考える3･21 集会実行委員会
【　後援　】埼玉弁護士会　埼玉司法書士会
【お問合せ】埼玉総合法律事務所（古城<こじょう>）　TEL 048-862-0355 ／ FAX 048-866-0425
＊事前のお申し込みは不要ですが，障害による必要な配慮（手話・要約筆記・点字資料・車いす利用など）が必要な方は予めお知らせください．

<集会開催カンパを募集しています>振込先　埼玉りそな銀行　上尾西口支店　普通預金５３１２５９７
くらしの最低保障を考える３．21 集会実行委員会　会計　飛鳥井　行寛

生活保護基準引き下げ問題

無料相談会のお知らせ

昨年８月に生活保護基準が引き下げられました。今後も、今年の４月、来年の４月に同様の引き下げが予定されています。このままだと、全国の生活保護受給者の生活はどんどん苦しくなっていきます。そこで、基準が引き下げられて生活に困っている方、生活保護の受給を考えている方のための無料相談会を実施いたします。

昨年８月の基準引き下げの後、全国で１万世帯以上の方々が都道府県知事に対して「生活保護基準の引き下げはおかしい！」と異議を申し立てました（この異議のことを審査請求といいます）。埼玉県でも３７０世帯の方々が異議（審査請求）を申し立てました。この異議（審査請求）が認められなかった後も、厚生労働大臣に対して再度の異議申立て（再審査請求）を行っています。

今年の４月に再び生活保護基準が引き下げられた場合は、同じように異議（審査請求）を申し立てることができます。今年の４月は、消費税増税に伴って生活保護基準も引き上げられる関係で、見かけ上生活保護基準の引き下げがなされていないと錯覚するかもしれません。しかし、昨年８月、今年４月、来年４月の３回の引き下げの一環として今年４月も基準の引き下げが行われます。

基準の引き下げによって困っていることや、４月の基準引き下げが行われた時に、「おかしい！」と声を上げて審査請求を申し立てる方法や、生活保護受給のこと、これからの生活保護制度のことなどについて、弁護士、司法書士などの専門家がみなさまの疑問にお答えいたします。相談料は無料です。

※　当日、同じ場所で、13 時から「くらしの最低保障引き下げにＮＯ！―生活保護攻撃と社会保障制度改悪を考える 3･21 集会―」というタイトルの集会（表面参照）も行われます。お時間のある方は、是非、集会にもご参加ください。

2014年
3月21日（金・祝）15：45～16：55

【場所】
さいたま共済会館
601・602号室
（さいたま市浦和区岸町7－5－14）
浦和駅西口から徒歩約12分

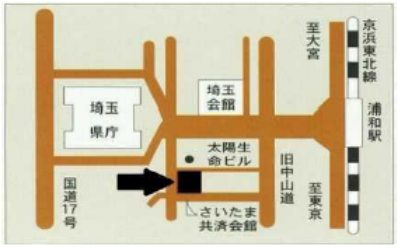

◆主催：くらしの最低保障を考える 3･21 集会実行委員会

【お問合せ】埼玉総合法律事務所（古城<こじょう>）　TEL 048-862-0355 ／ FAX 048-866-0425

[□□]3/11□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

非正規労働者の権利実現全国会議

代表：脇田滋（龍谷大学）
連絡先：弁護士中西基（06-6365-1132）

非正規労働者の権利実現全国会議は，研究者・法律実務家などを中心に，非正規労働者の権利実現のために活動する団体です。
安倍政権は，「世界で一番ビジネスがしやすい国」づくりのために，労働法制の大幅な規制緩和をすすめようとしています。労働者派遣の受入期間の規制をなくし，有期労働の無期転換までの期間を先延ばしにし，非正規労働者をずっと非正規のままに使い続けることがその狙いです。
このような規制緩和では，雇用が不安定で，差別的な低賃金を強いられる非正規労働者がますます増えてしまいます。限られた正社員ポストをめぐる就職戦線はますます厳しくなり，正社員全体の労働条件も低下することは避けられず，ブラック企業が今以上に増えることにもつながるでしょう。
さいたま集会では，通常国会で提出される見込みの労働者派遣法改正案を中心に，労働法制の規制緩和を考えます。

日時：2014年1月18日（土）
　　13：30～16：30
基調講演：脇田滋（龍谷大学教授）
事例報告：さいたまの事例を中心に。
ディスカッション
会場
：与野本町コミュニティセンター
（さいたま市中央区本町3-5-43）
（JR埼京線「与野本町」駅から徒歩5分）

入場無料・申込不要

2014-1-18(sat)
非正規全国会議
inさいたま

[□□]□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□

□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

明るい正月を！年越し電話相談会

生活保護・労働・多重債務・住まい 何でも相談会

生活に困っているのに、役所が生活保護を利用させてくれない。
自分の今の状況で、生活保護って受けられるの？
生活保護を打ち切ると、役所に言われている。
働いても働いても、生活が楽にならない。
派遣先から突然「もう来なくてイイよ」と言われた。
働いてるのに雇用保険に入れてもらえない。
残業代を出してもらえない。給料を一方的に減らされた！
借金の返済に追われて、にっちもさっちもいかない。
家賃が一日遅れただけで、鍵を替えられた！
大家が勝手に家具や荷物を処分した！

仕事がなくなり、役所も閉まる、年始年末の時期。
でも、あなたは一人ではありません。
生活保護・労働問題・借金問題・住まいの問題の専門家が
一緒に、あなたの生活再建のお手伝いをします。

相談は無料ですので、お気軽にお電話下さい！

（開催）

12月25日（水）10時～22時

（開催時間は地域によって異なります）

対応可能な地域では、生活保護申請同行・債務整理手続 などもお手伝いします！

全国共通・通話料無料

貧困なくそお

0120-757930

主催 年越し電話相談会実行委員会2013

共催 ホームレス総合相談ネットワーク、つながる総合相談ネットワーク東京、
日本司法支援センター東京地方事務所、東京災害支援ネット（とすねっと）、
ふとんで年越しプロジェクト、生活保護問題対策全国会議

協力 東京司法書士会、近畿生活保護支援法律家ネットワーク、反貧困ネットワーク埼玉
反貧困ネットワーク信州、北陸生保支援ネット福井、ＮＰＯ法人反貧困ネットワーク広島
絆ネット（大分）

反-貧困 ANTI-POVERTY CAMPAIGN

〈お問い合せ〉さいたま市浦和区岸町7丁目12−1 東和ビル4階埼玉総合法律事務所　弁護士猪股正（電話048-862-0355）

カンパ募集中。ご協力下さい！ りそな銀行柏原支店　普通 №０１６７４６５　年越し電話相談会

[□□]□□□

JFBA 日本弁護士連合会

労働法制の規制緩和と貧困問題を考える

市民大集会

◆とき◆

12月13日(金)

午後6時～午後7時30分

(午後5時30分開場)

◆ところ◆

日比谷野外音楽堂(雨天決行)

東京都千代田区日比谷公園１－５
●東京メトロ丸の内線「霞ヶ関駅」
　Ｂ２出口より徒歩約５分
●東京メトロ日比谷線「霞ヶ関駅」
　Ａ５出口より徒歩約６分
●東京メトロ千代田線「霞ヶ関駅」
　Ｃ４出口より徒歩約３分
※上記ほか，「内幸町駅」「日比谷駅」も御利用いただけます。

◆プログラム◆

◇学者からの報告
　・西谷　敏（大阪市立大学名誉教授）
　・経済学者（予定）
◇参加団体・参加者からのあいさつ
◇派遣労働者など労働者からの訴え

※当日の予定は，変更となる場合があります。

参加費無料　・　事前申込不要

※当連合会では，本集会の内容を記録し，また，成果普及に利用するため，会場での写真・映像撮影及び録音を行っております。撮影した写真・映像及び録音した内容は，当連合会の会員向けの書籍のほか，当連合会のホームページ，パンフレット，一般向けの書籍等にも使用させていただくことがあります。また，報道機関による取材が行われる場合，撮影された映像・画像はテレビ，新聞等の各種媒体において利用されることがあります。撮影をされたくない方は，当日，担当者にお申し出ください。

市民大集会に関するお問い合わせは，日弁連人権部人権第一課まで
TEL　03－3580－9483　　FAX　03－3580－2896

[□□]□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□

2013□11□1□

□□□□□□□

□□□□□□□□

□□□10□25□□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□→□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□11□50□□□□□□□□□□□□□□□□□□

[□□]10/23□□□□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□
□□□□□□□□□□□□□□□

□□□□□□□□□□□□□□□□□□□